

# 「雇用関係によらない働き方研究会」

## 開催要領

### 1. 趣旨

人口減少の進行や技術革新の進展により、産業構造・就業構造が大きく変化することが予想される中、従来の企業との雇用関係を前提とした働き方のみでは、こうした外的環境変化に順応できず、働き手や企業双方において競争力を低下させてしまう恐れが指摘されている。

このように、「働き方」に関して大きな見直しが迫られている中、「兼業・副業」や、働く場所・時間から開放された「フリーランス」など、雇用関係によらない柔軟な働き方が注目されている。

こうした柔軟な働き方は、自身のスキルを最大限活用しながら、ひとりひとりのキャリア意識・ワークスタイルに合わせた働き方を可能とし、個人の豊かなくらしの実現に貢献することが期待されている。

また、企業にとっても、多様な人材の確保に繋がるなど、日本経済の競争力強化の面でも柔軟な働き方を選択できる環境を整備することは重要である。他方、現在の雇用関係を前提とした働き方を主眼に置いた環境では、こうした柔軟な働き方を選択した場合、既存の経済社会システムに適合できず不利益を被るリスクも存在し、個人が主体性をもって柔軟な働き方を選択しようとしても踏み出せない現状もみられる。

### 2. 目的

上記問題意識のもと、こうした柔軟な働き方にも適合した経済社会システムを構築し、個人が主体性を持って自身の働き方を選択できる環境を整備することを目的に、現状を把握し、課題と解決策の方向性を議論する研究会を開催する。

### 3. 配布資料等の公開について

議事概要については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、出席者の確認を受けた上で公開することとする。事務局作成資料については、原則として、公開するものとする。参加者の提供資料等事務局作成資料以外の資料については、提出者と相談して対応を決定することとする。

### 4. 庶務

「雇用関係によらない働き方研究会」の庶務は、経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室ならびに本研究会の事務局（委託先：みずほ情報総研株式会社）において処理する。

### 5. その他

この要領に定めるもののほか、「雇用関係によらない働き方研究会」の運営に関し必要な事項は、座長と相談の上定める。

以上